

- ※注(1)「中小企業者」とは、中小企業基本法に規定する中小企業者及び中小企業者を構成員とする団体で法人格を有するものをいう。(資本金3億円以下又は従業員数300人以下)
 (2)「投下固定資産」とは、工場の建設に伴い操業開始後90日までに新たに取得した所得税法に規定する固定資産のうち有形固定資産をいう。
 (3)「新規常用雇用者」とは、工場の建設に伴い当該工場の操業開始後90日までに新たに常用雇用した市内に住所を有する従業員で、雇用保険の一般保険者をいう。
 (4)「市外工業者」とは、本店の登記上の所在地が新潟市外である工業者で新潟市内に工場を有しないものをいう。
 (5)「市内工業者」とは、新潟市内に工場を有するものをいう。

◆ 各種助成金の概要

区分	助成対象経費	指定又は交付要件	額及び限度額	指定申請期限	提出書類
①用地取得助成金	工場を建設するための用地の取得費(造成費を含む)	(1)用地取得面積が1,500㎡以上で、かつ、工場建築面積が用地取得面積の20%以上 (2)用地取得後3年以内に操業開始 (3)操業開始後10年間継続して事業を営み、その間に転売しないこと (4)製造に供する部分が延床面積の3分の2以上	・対象経費の20%以内 ・限度額1億円	用地取得に係る売買契約を締結する日の前日 ※競売により取得する場合は、入札日の前日	(1)事業計画書 (2)土地売買契約書案(写し) (3)工場配置図及び設計図書 (4)法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5)最新の決算書(写し) (6)土地の登記事項証明書 (7)市税の納税証明書 (8)同族会社等の判定に関する明細書(写し)
②用地等賃借助成金	工場等の賃借に要する経費	(1)用地の賃借面積が1,000㎡以上で、かつ、工場建築面積が用地賃借面積の20%以上 (2)用地の賃借を伴わない場合は、賃借する工場の床面積が1,000㎡以上 (3)土地又は建物の賃貸借契約日のうち、いずれか早い日から3年以内に操業開始 (4)操業開始後10年間継続して事業を営むこと (5)製造に供する部分が延床面積の3分の2以上	・工場やその用地の賃借に要する経費(敷金、礼金及び共益費を除く。)の10%以内の額を <u>3年間交付</u> 限度額3千万円/年	土地又は建物の賃貸借契約日のうち、いずれか早い日の前日	(1)事業計画書 (2)賃貸借契約書案(写し) (3)工場配置図 (4)法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5)最新の決算書(写し) (6)市税の納税証明書 (7)同族会社等の判定に関する明細書(写し)
③環境整備促進助成金	工場の建設に伴う次の施設の整備に要する経費で、市長が必要と認める経費 (1)道路 (2)排水施設 (3)公園 (4)消防施設 (5)その他公益的施設で市長が定める施設	都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を必要とするもの	・助成対象経費の50%以内 ・限度額5千万円	開発行為の許可を受けた日から1月を経過する日	(1)事業計画書 (2)工場配置図及び設計図書 (3)工事請負契約書案(写し) (4)法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5)公共施設の管理者の同意及び協議の内容を示す書類 (6)最新の決算書(写し) (7)市税の納税証明書 (8)同族会社等の判定に関する明細書(写し)
④工場建設促進助成金	【固定資産税相当額助成】 市内における工場の建設に要する経費のうち、固定資産税相当額	(1)中小企業者 投下固定資産の取得価額が5千万円以上 (2)中小企業者以外の者 ア 投下固定資産の取得価額が2億円以上 イ 新規常用雇用者(市外に住所を有する従業員を含む)の数が30人以上(工場適地については10人以上)	助成対象工場の操業開始後における各年度の投下固定資産に賦課される 固定資産税相当額以内 とし、当該投下固定資産に新たに固定資産税が賦課されることとなった年度の翌年度から <u>3年間交付</u>	工場の建設に伴う投下固定資産に対して、新たに固定資産税が賦課されることとなった年度の翌々年度の 固定資産税の最終納付期限の前日	(1)事業計画書 (2)建築確認通知書(写し)及び設計図書 (3)取得予定の固定資産の明細書及び取得予定価額を明らかにする書類 (4)法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5)最新の決算書(写し) (6)市税の納税証明書 (7)同族会社等の判定に関する明細書(写し)
	【事業所税資産割相当額助成】 市内における工場の建設に要する経費のうち、事業所税資産割相当額	事業に係る事業所税のうち資産割額を納付していること	助成対象工場の建設に対して課される 事業所税の資産割額相当額以内 とし、新たに当該事業所税の資産割額が課されることとなった年度から <u>3年間交付</u>	工場の建設に対して、新たに事業所税の資産割額が課されることとなった年度の翌々年度に申告納付する 事業所税の申告納付期限の前日	
⑤工場集団化等促進助成金	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第3条第1項第4号に掲げる事業を行うのに必要な経費で工場及び共同施設の建設に要する経費	中小企業者であること	助成対象工場の操業開始後における各年度の投下固定資産に賦課される 固定資産税相当額以内 とし、当該投下固定資産に新たに固定資産税が賦課されることとなった年度の翌年度から <u>3年間交付</u>	建築確認の日から1月を経過する日	(1)事業計画書 (2)建築確認通知書(写し)及び設計図書 (3)取得予定の固定資産の明細書及び取得予定価額を明らかにする書類 (4)法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5)最新の決算書(写し) (6)市税の納税証明書 (7)同族会社等の判定に関する明細書(写し)
⑥雇用促進助成金	工場の建設に伴う雇用の拡大に要する経費	(1)中小企業者 ア 投下固定資産の取得価額が5千万円以上 イ 新規常用雇用者の数が10人以上 ウ 雇用の日から1年以上継続して雇用すること (2)中小企業者以外の者 ア 投下固定資産の取得価額が2億円以上 イ 新規常用雇用者の数が30人以上 ウ 雇用の日から1年以上継続して雇用すること	・新規常用雇用者1人につき25万円以内 ・限度額2,500万円	建築確認の日から1月を経過する日 (第三者から建物を取得する場合にあっては当該建物の取得日の前日、建物を賃借する場合にあっては当該建物の賃貸借契約日の前日)	(1)事業計画書 (2)建築確認通知書(写し)及び設計図書 (3)取得予定の固定資産の明細書及び取得予定価額を明らかにする書類 (4)法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5)最新の決算書(写し) (6)市税の納税証明書 (7)同族会社等の判定に関する明細書(写し)

※1つの対象事業について2以上の助成金(人材育成助成金を除く。)の申請をしようとする場合の申請期限は、該当する助成金の最も早い申請期限とし、すべて同時に申請してください。その際、提出書類については各助成金ごとの申請期限までに提出することができます。
 ※「共同事業者」の場合、連名で指定申請及び交付申請をしてください。また、共同事業者全ての者が「法人の登記事項証明書」、「最新の決算書(写し)」、「市税の納税証明書」及び「同族会社等の判定に関する明細書(写し)」を提出してください。